平成２３年（フ）第８３号
岡山市中区円山60番地４　エアフォルクⅣ201号室、前住所岡山市中区海吉1897番地16
債務者　法月　廣之
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９号
釧路市星が浦大通５丁目５番49号
債務者　佐藤華菜子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第５６号
釧路市貝塚２丁目３番４号　アーバンエステート貝塚203
債務者　山家　弘好
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第６５号
川崎市幸区古川町69番地５
債務者　海川　　恵
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
岡山県倉敷市児島小川10丁目11番２―103号
債務者　沼上　義博
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６号
岡山県倉敷市児島小川10丁目11番２―103号
債務者　沼上　　茜（旧姓町田屋）
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１２１号
東京都足立区西保木間４丁目12―３―1212
債務者　山木　一枝
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１５４号
東京都福生市志茂227―５―303
債務者　関谷　保夫
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１５５号
東京都福生市志茂227―５―303
債務者　関谷　美子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１７５号
東京都練馬区平和台３丁目19―４―101
債務者　森上　貴憲
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２１１号
東京都杉並区下井草３－２―10―201、住民票上の住所東京都中野区白鷺１丁目14―17
債務者　小林　鐘次
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２１２号
神奈川県相模原市南区磯部1952―１
債務者　立花　早苗
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２４３号
東京都大田区南六郷１丁目14―７
債務者　岩瀬るり子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２８６号
東京都三鷹市上連雀３丁目11―15　第３コメット荘―207
債務者　佐伯　浩二
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２９２号
神奈川県横浜市旭区市沢町704　グリーンヒル市沢12棟303号
債務者　前田　文子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部